

ケガをした動物

～哺乳類～



Q. コウモリが落ちていた。どうしたらいい？

- A. コウモリを近くでみる機会はありません。見つけたらびっくりしてしまうと思います。ケガがないようでしたら近くの壁や木の枝、物陰にくっつけてあげてください。

Q. ノウサギの子供を見つけたので可愛いから拾った。飼ってもいい？

- A. 野生動物の飼育は「鳥獣保護法」で禁止されていますが、それ以前にその行為は親ウサギからしたら「誘拐」です。ウサギの子供もお母さんがいない間はじっと帰りを草むらなどで待っています。見つけてもけして迷子ではないので絶対にさわらないでください。親はとても神経質なため、見守ることも子育て放棄のきっかけになってしまう可能性があるため見つけてもそのまま立ち去ってあげてください。また、ノウサギはペットとして見るカイウサギとは違います。ノウサギは生まれた時から目も明いており、毛も歯もしっかりと生えて生まれてきます。生まれてきた時から自分で歩くことができるのです。大人になってもカイウサギよりも大きく、筋肉質な体をしています。反対にペットのウサギを野に放すことも「動物愛護管理法」で禁止されています。

Q. イタチ（テン、タヌキ）の赤ちゃんが落ちていた。

- A. まだほとんど目の開いていないようなイタチやタヌキの赤ちゃんが落ちていたらもしかするとお引越しの真っ最中かもしれません。基本的には子供を産んだ場所で子育てをするのが普通ですが、子育てをしていた場所の環境が悪くなると子供を安全な場所へ移動させるお引越しをすることがあります。ですが親も一度にたくさんの赤ちゃんを運ぶことができないため少しずつ運びます。その最中をたまたまみかけたのではないのでしょうか？
気になるとは思いますが、鳥類と違って哺乳類はにおいを気にします。さわらずすぐにその場を立ち去ってあげてください。お気持ちはわかりますが、やはり保護をするよりお母さんのもとで過ごすことが何よりの幸せだと思います。

Q. 家で悪さをする動物を捕まえた。そちらで引き取ってほしい。

- A. 当施設では駆除を目的として捕獲した動物の受け入れは行っていません。カゴ罠を仕掛ける際は捕獲許可証または狩猟者登録証が必要となります。たとえ罠を設置した場所が自分の家でも、野生鳥獣を捕獲するためには許可が必要です。もし許可を持っていないようでしたら速やかに放獣してください。一度人間に捕まって怖い思いをしたらもしかしたら近寄ってこない可能性もあります。逆に駆除をしてしまうと、また別の個体が来たという報告も聞いています。一度各自治体に相談してみてください。

Q. 交通事故にあった動物をみつけた。

- A. 怪我の様子はどうでしょうか？ 自分で立ったり、歩いたりできますか？ 野生動物にとって人間が近づくことは大きなストレスとなります。もし自分で歩くことができるようなら、そっとしておいてください。危険な場所にいる場合は路肩へ木の棒などで誘導してあげてください。とても弱っている場合は段ボールなどへ入れて当センターまで搬送をお願いします。